

平成31年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第17号	平成31年度宝塚市水道事業会計予算	可決 (全員一致)	3月7日
議案第18号	平成31年度宝塚市下水道事業会計予算	可決 (全員一致)	
議案第26号	宝塚市犯罪被害者支援条例の全部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第27号	宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第28号	宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第29号	宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第30号	宝塚市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第31号	工事請負契約（宝塚文化芸術センター庭園整備工事（その3））の締結について	可決 (全員一致)	
議案第33号	訴えの提起について	可決 (全員一致)	
議案第34号	調停の申立てについて	可決 (全員一致)	
議案第35号	損害賠償の額の決定について	可決 (全員一致)	
議案第36号	公の施設（宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園）の指定管理者の指定について	可決 (賛成多数)	3月22日
議案第39号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	3月7日
議案第40号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第41号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第42号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	

審査の状況

- ① 平成31年 3月 4日 (議案審査)
・出席委員 ◎たぶち 静子 ○寺本 早苗 江原 和明 大島 淡紅子
北山 照昭 たけした 正彦 みとみ 稔之
- ② 平成31年 3月 7日 (議案審査)
・出席委員 ◎たぶち 静子 ○寺本 早苗 江原 和明 大島 淡紅子
北山 照昭 たけした 正彦 みとみ 稔之
- ③ 平成31年 3月22日 (議案審査)
・出席委員 ◎たぶち 静子 ○寺本 早苗 江原 和明 大島 淡紅子
北山 照昭 たけした 正彦 みとみ 稔之
- ④ 平成31年 3月25日 (委員会報告書協議)
・出席委員 ◎たぶち 静子 ○寺本 早苗 江原 和明 大島 淡紅子
北山 照昭 たけした 正彦 みとみ 稔之

(◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名

議案第17号 平成31年度宝塚市水道事業会計予算

議案の概要

平成31年度水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。

（平成31年度予算の概要）

業務の予定量	給水人口 23万5,323人 年間給水量 2,469万2,519 m ³ 一日平均給水量 6万7,465 m ³
主な建設改良事業	管路更新事業 8億7,400万円 浄水処理強化事業 3億7,520万円 新庁舎建設事業 2億8,336万5千円 送配水施設機械設備等更新事業 2億3,845万円 基幹施設耐震化事業 2億2,515万円
収益的収支	事業収益 47億6,977万2千円 事業費用 51億757万1千円 収支差引 3億3,779万9千円の赤字
資本的収支	資本的収入 31億2,950万1千円 資本的支出 37億9,346万5千円 収支差引 6億6,396万4千円の不足 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てん

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 水道管路の耐震化率は平成29年度末で10%未満となっているが、最終的に100%の整備を目指すと言う。しかし、毎年定めている耐震化率の目標値に実績値が追いついていないが、そのおくれをどうやって取り戻す考えか。

答1 管路の更新、耐震化は水道事業経営戦略に基づき、管路の更新率を毎年1.25%に設定し、耐震化率の向上を図ることとしている。2025年度における全管路の耐震化率を18.8%と設定しているが、特に基幹管路の耐震化がおこなわれているので、一層更新を進めないといけないと認識している。現在、管路更新計画の策定に取り組んでおり、水道事業経営戦略上の投資計画との整合を図り、計画的、積極的に進めていきたい。

問2 浄水のため使用している薬品の使用量が新年度は少し減る予定のようだが、なぜ

か。また、以前、薬品を屋外に保管していることもあったが、ここ数年の異常気象で、特に夏は亜熱帯のような暑さになる。薬品の保管は、その暑さに耐えられるような状況になっているのか。

答2 薬品使用量の減少の大きな理由は、阪神水道企業団から受水することとなり、小林浄水場等を閉鎖したためである。常温でも成分分解し、高温になるとさらに分解が進む次亜塩素酸ソーダや白く濁るポリ塩化アルミニウムは小浜浄水場等で使用しているが、管理棟内の涼しい場所で温度に注意して保管している。また、屋外保管の場合でも小屋を建て、水で冷却して温度に注意している。苛性ソーダは高温でも性質が変わらないので、常温で保管している。

問3 水道事業会計から病院事業会計への6億円の貸し付けのうち、3.5億円は平成29年度末に返済され、残り2.5億円が1年後返還される予定だが、平成31年4月からまた2.5億円貸し付ける予定となっている。本来、事業間の貸し付けは好ましくないと思うが、2.5億円を継続して貸し続けるということか。

答3 平成26年4月に水道事業会計から病院事業会計へ6億円貸し付けたうち、2.5億円は返済期日延長の依頼があり、平成31年4月30日に返済される予定である。しかし、平成31年4月初段階で病院事業会計において期間的に資金不足が発生するため、平成31年4月のできるだけ早い時期から13カ月間、2.5億円の貸付依頼があり、局内で検討し、4月9日から貸し付けることとなった。病院事業会計は別途、一般会計からも平成31年3月補正で5.5億円の長期借入をお願いしている。

問4 配水池及び加圧所の耐震化率は、基幹管路や全管路の更新よりも早く事業を進めているため配水池は50%程度、加圧所は20%程度ということだが、加圧所は箇所数も少なく、耐震化に予算がたくさんかかりそうな配水池に比べると進めやすいのではないのか。どこか耐震化を完了しないと、管路の更新に取りかかれないのでは。

答4 加圧所は建屋の耐震化とポンプの更新等を行うが、本市では配水池と併設していることが多く、同時に耐震化を行うことができる。配水池は災害時に給水拠点となるため急いで事業を進めており、加圧所は今後、停電対策も含め対応を考えていく。

問5 今回6億6,300万円余の資本的収支不足額は損益勘定留保資金等で補填するということだが、実際、その資金は幾らあるのか。資金はいずれ枯渇するのか。

答5 損益勘定留保資金は流動資産から流動負債を差し引いたもので、その分は資金として活用できる。現在のところ、毎年40億円から45億円程度で推移しているが、今後、水道事業において給水収益の減少が見込まれる中、新庁舎建設や小林・亀井浄水場の撤去費用などの支出がふえてくるので、資金的にはだんだん厳しくなっていく。ただ、現時点では10年程度は資金が底をつくことはないと思われる。

問6 グループファイナンスとして下水道事業会計にも貸し付けを行っているが、水道

事業会計も今後厳しくなっていく。5年や10年でなくもっと長いスパンで損益勘定留保資金がどうなるのか、施設の統廃合や耐震化、グループファイナンスなども行う上でシミュレートしていく必要があると思うが。

答6 平成28年度に策定した水道事業経営戦略において、施設更新も含めたシミュレーションでは、10年後の平成37年度段階で28億円程度の資金が確保できると試算している。経営戦略は10年計画だが、管路更新も積極的に進めるため、経営状況も踏まえ、5年程度で見直す必要があると認識しており、遅くとも5年目に当たる平成32年度中には後半5年間の経営戦略を見直さないといけない。国も長期計画を重視してきており、インフラ部分であるので、後半5年だけでなく、より長期を視野に入れ、当面5年間の見直しに取り組んでいきたい。

問7 水道法改正で水道事業の広域化や官民が連携するコンセッション方式など新たな制度が導入されている。阪神水道企業団からの受水を開始したことはある意味広域化とも言えるが、スケールメリットで得たものはあるか。水道事業は社会インフラの大事な一つであり公的機関が責任を持って維持すべきものと思うが、上下水道事業審議会ではどのような議論がなされているか。

答7 スケールメリットと言えるのは、小林・亀井浄水場施設を廃止できたことがメリットとして大きいと思われる。上下水道事業審議会においては、法改正に伴う考えや取り組みについてまだ議論が出ている状況ではない。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第18号 平成31年度宝塚市下水道事業会計予算

議案の概要

平成31年度下水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。

（平成31年度予算の概要）

業務の予定量	年度末水洗化人口 22万9,492人 年間総処理水量 2,744万8,609 m ³ 一日平均処理水量 7万4,996 m ³
主な建設改良事業	公共下水道雨水整備事業 2億760万円 公共下水道汚水整備事業 2億100万円
収益的収支	事業収益 46億1,890万7千円 事業費用 43億1,732万2千円 収支差引 3億158万5千円の黒字
資本的収支	資本的収入 13億3,448万1千円 資本的支出 35億155万8千円 収支差引 21億6,707万7千円の不足 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てん

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 下水道事業経営が厳しいため、2年前に下水道使用料金を18%値上げし、3年後にもう一度18%程度の値上げが必要だという話が当時あった。その後、下水道事業経営は一定改善している状況であり、上下水道事業審議会でも値上げについて慎重に検討する必要があるとされていた。当面、再値上げはしなくてもよいのでは。

答1 平成30年度決算、平成31年度予算でも黒字を見込んでおり、損益ベースでは今後も黒字で推移するとの見込みだが、資金ベースで見ると企業債償還金などが大きく、平成32年度には資金が底をつく見込みである。そうした経営予測を示し、上下水道事業審議会でも議論いただいているが、今のところ料金改定についての結論は出ておらず、引き続き今後も慎重に審議いただく。

問2 下水道事業会計でも資本的収支不足額を損益勘定留保資金等で補填するとあるが、下水道事業会計上の損益勘定留保資金は幾らか。

答2 キャッシュ・フロー計算上、1億6,900万円余である。資本的収支不足額21億

6,700万円余については、建設改良費の消費税過払い分の返金に当たる消費税資本的収支調整額約6,400万円余と、過年度分の流動資産から流動負債を除いた損益勘定留保資金約4億5千万円余も合わせて補填する。また、当年度分損益勘定留保資金は約17億3千万円余あり、そのうち約16億5千万円余も合わせて補填する。

問3 口谷東1丁目の口谷二号雨水幹線バイパス函渠と南ひばりガ丘3丁目の口谷一号雨水幹線改良工事の予定があるが、現状と今後は。また、どの程度の降雨量をシミュレーションし、いつ完成させるのか。

答3 当該地区においては、豪雨の際に用水路から主要雨水幹線へ一気に流れ込んだことにより水路から溢水し、浸水が発生した。平成28年度にシミュレーションによる詳細設計を行い、新たな水管ルートを築造することで雨水幹線の分水化を図ることとした。時間雨量76.5ミリの想定での対策工事で、南ひばりガ丘地区は今年度中に、口谷地区は半分を今年度発注しており、来年度の完成を目指したい。

問4 企業努力で職員を減らしているが、災害時の対応を考えると職員を減らすことはあまりよくない。かといって、下水道料金を値上げすることも市民負担が大きいが、値上げせざるを得ない大きな原因は。

答4 当初の下水道整備の際の投資に対する起債償還が大きく、平成30年度でも25億円近い起債の元金償還がある。起債償還はここ数年、20億円から25億円程度で推移するため平成28年度に料金改定を行ったが、それでも平成32年度には資金が苦しい状況になる。

問5 98%の市民が下水道を利用しており、一般会計からの援助をもっと要求してもよいのでは。上下水道事業審議会では市民負担を減らすような議論はされているか。

答5 平成28年度の下水道使用料改定当時、上下水道事業審議会では、36%程度の料金改定が必要であるが一気に改定するのは市民負担が大きすぎるため、まず半分程度の改定とすることとされ、18%の料金改定を行った。それでも経営状況が苦しいため、一般会計から平成28年度より3年間、合計2億1千万円の補助を受け、水道事業からも下水道事業へ2億1千万円を出資し、平成30年度までやりくりしてきた。資金不足回避のため、水道事業からはそのほか合計9億7千万円の長期貸付も行っている。経費節減のため企業努力で民間委託により職員も減らしたが、上下水道事業審議会ではさらなる改定についての結論は出ておらず、下水道事業の経営状況を説明し、今後も十分議論していただく。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第26号 宝塚市犯罪被害者支援条例の全部を改正する条例の制定について

議案の概要

犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、これまでの支援金の支給のほか、日常生活の支援、居住の安定のための支援、精神的な被害からの回復に向けた支援を新たに規定することにより、より一層、犯罪被害者等に寄り添った支援を行うため、条例の全部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 犯罪被害相談員による相談を実施していくことになるが、相談員に必要な資格はどんなことを想定しているのか。福祉的なアプローチができる人でないとかえって二次被害等も懸念される。例えば、臨床心理士など考えているか。

答1 現在はひょうご被害者支援センターで犯罪被害者からの相談を受けており、相談員はセンターで研修を受けた人が面接を受け、センターが認定し採用している。相談員の資格は問わず、センターでは今までの事例も十分把握しており、その経験を踏まえた上で二次被害等も勘案した研修が行われている。

問2 宝塚市は平成17年からこの条例を施行し、他市に比べても早くから犯罪被害者を支援していたが、支援金の支給実績を見るとこれまで遺族支援金の支給はゼロ、傷害支援金も7件ということで少ない。その理由をどう考えているか。

答2 現在の条例上、支援金の支給に当たり1カ月以上の加療が必要で、そうした重度の傷害を負った人について、警察から市へ情報をもらうよう協力をお願いしている。結果的に、それだけの傷害を負うような犯罪が発生しなかったと考えている。

問3 遺族支援金、重傷病等支援金とも申請ができるのは被害発生を知った日から2年または被害発生日から7年まで。被害発生当時は市民であったが、その後市外へ転居したときは、申請の対象となるのか。また、今回の改正で家事援助費用助成や家賃助成など、日常生活の支援、居住の安定、精神的な被害からの回復に向けた支援といった制度拡充を行うが、市外へ転居した場合、対象が限られてくるのでは。

答3 犯罪発生時に宝塚市民であれば、その後市外へ転居しても全て支援の対象となる。

問4 この制度は申請主義であり、過去の支給実績が少ない理由は、この条例が市民に知られていないということが原因ではないのか。警察から情報提供があっても、市は対象者に案内できるわけではなく、今回の改正でも申請主義は変わっていない。

また、法があるとはいえ、全国どこの自治体でも支援条例があるわけではなく、西日本ではふえてきていても、東日本ではまだ少ない。事件がもし東京や神奈川で発生したら、その警察は被害者に宝塚市への申請案内をしない。制度を拡充しても、市民が知らないとならば申請も上がってこない。まず市民への周知が必要では。

答 4 現在の条例では支援金の支給について、死亡または1カ月以上の重傷病を負った場合、警察から被害者に案内してもらおうなど協力してもらっているが、今後は重傷病を負わなくても、カウンセリング費用助成や相談窓口の設置など心のケアの支援を市が行っているということを広く市民に周知し、困ったときに窓口へ足を運んでいただけるよう制度を運用していくことが課題と考えている。

問 5 4月1日から条例施行するのに、どうやって市民に周知するのか。

答 5 今後、この犯罪被害者支援制度についてわかりやすいチラシを作成し、12月の犯罪被害者週間におけるパネル展など、啓発活動に努めたい。

問 6 議員提案でこの条例を制定した当時、平成15年、16年の犯罪発生件数を調べたところ、多かったのは殺人事件ではなく、強制わいせつ罪など性犯罪被害だった。居住の安定やカウンセリング費用助成など、今回拡充した支援内容は当時から望まれていたことであるが、今回の条例改正に当たり、どんな議論があったのか。

答 6 今回の改正で特徴があるのは、カウンセリング費用の助成で、犯罪被害者がみずからカウンセリングを受ける医者等を選択できる。支援制度の利用実績が少ない原因の一つとして申請期間が6カ月から1年以内と限定されていることが考えられるため、犯罪被害者遺族との協議で申請期間を長く設定してはどうかという意見があり、転居費用助成は申請期間を犯罪発生日から5年とするなどできるだけ長く設定したり、カウンセリング費用助成は1カ月以上の加療要件を設けないこととしたりするなど、犯罪被害者が利用しやすいよう制度設計を行った。

問 7 性犯罪は殺人よりもはるかに多く、警察も特別なサポート体制をとってはいるが、その他の傷害に比べると市へ相談や申請に行くことはとても難しい。そうした人が相談や申請しやすいような環境になっているか。

答 7 兵庫県では、ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」を開設しており、ワンストップで対応できる体制をとっている。市もそうした制度のPRに努め、市独自の支援のPRにも努めていきたい。

問 8 4月に制度施行するなら、12月の犯罪被害者週間を待たずPRできないのか。犯罪が起きないことが重要で、誰でも犯罪被害に遭う可能性があるから防犯カメラを設置して犯罪を抑止しようとしているが、カメラを設置していることは伊丹市のように知られているか。この支援条例も防犯カメラも大事なものは周知することであり、しっかり発信するべきでは。

答 8 毎年 12 月は市でパネル展等を開催しているが、先月 2 月 21 日には交通犯罪被害者遺族の方による講演会を実施し、多くの参加者があり、テレビや新聞の取材も受けた。そうした機会を通じ、年間を通して犯罪被害者支援に資する活動をこれからも行っていきたい。また、防犯カメラによる犯罪の抑止も、犯罪被害者の支援も同じく重要であり、両方施策を進めていく。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成31年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第27号 宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
武田尾公園、川面4丁目第3公園及び南口すみれ公園の計3カ所を新たに都市公園とし、適正な管理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	公園には子どもが遊ぶ児童公園であったり、健康遊具を設置し高齢者も集まる公園であったり、バスケットゴールを設置し若者が集まる公園であったり、緑地公園などいろいろあるが、今回設置する武田尾公園の主な使用目的は。
答1	武田尾公園はその先に桜の園があつて、廃線敷を通っていくハイカー等が休憩や集合する場所ということに主眼を置いており、区画整理事業でできたものである。
問2	武田尾公園にはトイレが設置されているが、武田尾駅前にもトイレがある。トイレの管理はどこがするのか。また、ハイカー等の駐車問題などに対する考えは。
答2	武田尾公園は公園河川課が管理し、駅前トイレはクリーンセンターが管理している。また、車については車どめによって、管理用車両以外は進入できないようになっている。バイクは今後の状況を見て、利用マナーについて啓発に努めていく。
問3	川面4丁目第3公園は三角形の変形公園で、広さはありそうだが、ベンチ2基と水飲み場が今のところ設置されている。将来的に、子どもが遊ぶ遊具や健康遊具などを置く予定はあるのか。
答3	川面4丁目第3公園は開発による提供公園で、まだ家が周りに建っていない。開発地で居住者ができたときに、地域の意向のもと、幼児用の遊具や健康遊具など、ニーズに合わせて設置を検討していく。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成31年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第28号 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	建築基準法の一部を改正する法律により、建蔽率規制の合理化、用途変更に係る全体計画認定制度の導入及び建築物を一時的に他の用途に転用する場合の制限の緩和が行われたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点	なし
<質疑の概要>	なし
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成31年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第29号 宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の整理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点	なし
<質疑の概要>	問1 第20条第1項の規定「避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本工業規格に適合するものとしなければならない」の中の、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるという改正だが、それを定める組織は同じか、または違う組織に変わるのか。 答1 組織は同じである。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第30号 宝塚市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例の制定について

議案の概要

生産緑地法の一部改正に伴い、生産緑地地区の面積の下限を政令で定める基準に従い定めるため、条例を制定しようとするもの。

論 点

<質疑の概要>

問1 近隣各市の条例制定の状況及び最近の市の動向はどうか。

答1 神戸市、伊丹市、西宮市、尼崎市は条例を制定済み、川西市は本市と同様のタイミングで現在審議中であり、三田市は未定とのことであった。本市での最近の動向としては、平成26年度から5年間で廃止及び一部廃止した生産緑地は64件、合計6.5ヘクタールが減少した。一方、新規追加及び一部追加した生産緑地は5件、0.2ヘクタールが増加した。

問2 生産緑地地区の面積の下限を定める条例の効果として、新たな生産緑地の指定の見込みはどうか。

答2 条例で下限を500平方メートルから300平方メートルに規定することによって指定される生産緑地地区の見込みは、具体的に数値を出せないが、市内に500平方メートル未満の農地が約13%あると数値的に概算している。

問3 都市部における農地保全に向けた積極的な方策、活用など、市としてどう考えているか。

答3 本市の農業施策として、植木産業の振興を初め、都市農園の設置、ビニールハウスの設置など都市部の農業振興に向けて取り組んできた。今後、既存施策とあわせ、農業体験や食育など学校教育での活用や福祉と連携した農地活用、防災の観点で、新たな農作物も視野に入れて検討を進めていきたい。

問4 生産緑地を確保するには水路を一体として考えていかなければならない。パブリック・コメントで意見をいただいた中で、水路を維持するよう指導していくと答えていたが、具体的にどういうことか。

答4 水路には、水利権が発生している。水路を動かす場合は、市との協議の前に水利権者と話をまとめてもらう必要があり、むやみに水路をさわることができないということを十分説明していきたい。

問5 今まで500平方メートル以上あった土地を相続し、そのうち一部200平方メートルほどを売却したい場合、残る土地が300平方メートルあれば生産緑地地区として認められるのか。一部土地を処分できるのか。

答5 現在の生産緑地は平成4年10月が最初であり、使用制限がかかる30年を超えていないため、死亡や故障でなければ生産緑地地区の廃止は難しい。死亡や故障の場合、基本的に全部の農地を管理できない場合となるが、相続などで引き継いだ方がどの程度の面積を管理できるか、個別の判断になる。なお、一部土地の処分が認められた場合、残る農地が300平方メートル以上であれば、引き続き生産緑地地区として成立する。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

<p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第31号 工事請負契約（宝塚文化芸術センター庭園整備工事（その3））の締結について</p>
<p>議案の概要</p> <p>市内武庫川町地内において、宝塚文化芸術センター庭園を整備するため、次のとおり工事請負契約を締結しようとするもの。</p> <p>請負金額 1億7,599万320円</p> <p>請負業者 株式会社アーデント</p>
<p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 庭園整備は、樹木も何年か経過すると成長し、植栽工事以降に大きく変わる。季節によっても変化するが、どのような庭園全体のイメージを持っているのか、また、イメージどおりの庭園になっていくのか。</p> <p>答1 植栽工事では樹木の規格を決めて発注し、植樹していく。樹木は成長していくため、その後は管理マニュアルをつくり、市が基本計画のイメージパースで示したデザインを担保できるよう、指定管理者が管理を行っていく。</p> <p>問2 以前、手塚プロダクションの手塚眞氏から、この庭園を手塚治虫記念館と関連性を持たせた庭園にしてはどうかとの提案をいただいたが、この庭園整備に反映されていない。その提案はどうなったのか。</p> <p>答2 手塚眞氏から手塚治虫記念館の外壁が庭園から象徴的に見えるので壁画などをしてはどうか、また、庭園に手塚色を出して、手塚作品のキャラクターを置いて子どもたちが探し回るような演出はどうかとの提案があった。壁画については物理的に困難だが、キャラクターの設置については、別途実現に向け、具体的に手塚プロダクションと話し合い、計画を進めている。</p> <p>問3 電気設備工事の項目にガーデンライトの記載がある。庭園のライトアップのためのものか、それとも安全面での夜間照明になるのか。</p> <p>答3 親水池上部の連絡通路や手塚治虫記念館横の東西の通路にガーデンライトを設置し、夜間の歩行者動線を確保するとともに景観に配慮したライトアップができるものと考えている。</p> <p>問4 庭園整備工事は、今回議案で提案されている宝塚文化芸術センター庭園整備工事（その3）のほかに、宝塚文化芸術センター庭園整備工事（その2）及び宝塚文化芸術センター庭園整備工事（準備工事）がある。どういった工事なのか。</p>

答 4 宝塚文化芸術センター庭園整備工事（その 2）は造園工事で、契約額が 8,424 万円、議決対象外の工事である。準備工事については、文化芸術施設の新築工事に先立ち、敷地に点在する樹木を建設工事の支障にならない場所へ集約して仮移植し、その樹木の効率的な維持管理及び最適な移植時期に配慮した植栽工事であり、平成 30 年 4 月に工事着手、同年 6 月に竣工している。

問 5 新たに庭園や公園等を整備する場合、多くの人からいろいろなアイデアを出していただき、デザインや設計を行うが、維持には相当な維持管理費がかかる。宝塚文化芸術センター庭園の植栽に関して維持管理費はどの程度かかるのか。

答 5 実施設計をした際、設計業者の見積もりでは年間約 1,670 万円であった。

問 6 植栽その他、庭園の維持管理、造園については市が直営で行うのか、または、指定管理者が行うのか。

答 6 植栽を含めた庭園の維持管理は指定管理料に含めている。

自由討議	なし
------	----

討 論	なし
-----	----

審査結果	可決（全員一致）
------	----------

平成31年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第33号 訴えの提起について
議案の概要	市営住宅などの明渡し及び滞納家賃などの支払いを請求するため、訴えの提起をしようとするもの。
論 点	なし
<質疑の概要>	問1 これまで訴えの提起後、和解した事例はあるか。 答1 裁判上の和解になった事例はない。 問2 せいかつ応援センターなどにつないでいったとの説明があったが、同センターにつないだ後、どのような支援で生活されているのか。 答2 せいかつ応援センターへつないだ後、生活援護課に生活保護を申請されると聞いているが、生活保護を受給されるという結果につながったかどうか回答をいただいている。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成31年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第34号 調停の申立てについて	
議案の概要	
市営住宅などの明渡し及び滞納家賃などの支払いを請求するため、調停の申立てをしようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	議案第33号の訴えの提起についての内容と似ているが、訴えの提起と調停の申立てになる経過はどう違うのか。
答1	議案第33号については、明け渡し勧告後、話し合いの場を持ったが、納付の意思が感じられなかった。本件の場合、12月に3カ月分の滞納額の納付事実もあり、今後少しずつ支払っていくとの納付意欲を強く感じることができたので、調停の申立てを行うものとした。
問2	調停の成立後、引き続きその住宅に住み続けながら滞納分を返済していくことになるのか。
答2	そのような取り扱いになる。
問3	今後、類似のケースが出てきた場合、調停の申立てを解決策の1つとしてパターン化していくのか。
答3	相手側の意思が明確で納付も見込める案件について、即退去を求めるのもどうかということで、内部の取り扱いで調停という方法を挙げている。生活困窮されている事情も勘案しながら、市としてよりよい方法を検討しているところである。
問4	議案の最後に「本件調停における和解の実施及び調停が不成立となった場合における訴えの提起につき、市長に一任する」とある。調停が不成立になった場合、議会に議案として提案することなく、訴えの提起を行うことになるのか。
答4	そのような取り扱いになる。
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

平成31年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第35号 損害賠償の額の決定について
議案の概要	市道において発生した道路冠水による自動車損傷事故について、市道の管理上の ^{かし} 瑕疵を認め、相手方に生じた損害を賠償するもので、その損害賠償の額を65万1,860円と決定しようとするもの。
論 点	なし
<質疑の概要>	問1 市道の管理上の瑕疵による道路冠水による車両損傷事故の損害賠償事例は今までないとのことだが、市道の管理上の瑕疵による事故の事例はあるのか。 答1 道路賠償責任に関する案件は毎年数件ある。平成30年度は本件を含めて6件、平成29年度は5件、平成28年度は3件、平成27年度は7件、平成26年度は3件と、年間3件から7件程度まで発生している。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成31年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第36号 公の施設(宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園)の指定管理者の指定について

議案の概要

平成32年(2020年)4月1日から平成37年(2025年)3月31日までの間における宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園の指定管理者として、宝塚みらい創造ファクトリーを指定しようとするもの。

----- 3月7日の審査概要 -----

論点 1 指定管理者の選定のあり方について

<質疑の概要>

問1 宝塚みらい創造ファクトリーは、指定管理者選定委員会での選定評価点が最低必要点数内であったと言っても、満場一致をもって選ばれたわけではない。市としてどう感じているのか。

答1 選定委員会の評価では、委員7人の満場一致ではなく、4対3で宝塚みらい創造ファクトリーが1位に選定された。価値観や重点の置き方がそれぞれ異なった委員が議論の上、宝塚みらい創造ファクトリーが選ばれたものである。その経過として、いろいろな見解が分かれたという印象である。

問2 選定委員会の委員はどのように選ばれたのか。

答2 各委員の現在の表面的な肩書だけではなく、これまで本事業の有識者会議にかかわってきたり、本市のコミュニティや総合計画などにかかわってきたなど、過去の実績等も踏まえた上で選定している。

問3 選定委員が欠格事項に当たるような応募団体等と利害関係がないということをどのようにして確認したのか。

答3 選定委員会を設置し、選定委員を選任する段階ではどんな事業者が申請するかわからない。公募の際に募集要項で選定委員及び公募事務に関与したものと関係があるものは申請資格がないものとしているので、そこで事務的にチェックを行う。厳密には不明のところもあるため、手続き上は申請事業者側にも選定委員と利害関係がない旨の誓約書を提出してもらい、公正を期している。

問4 本市の大事な方向を決める事業の指定管理者の選定で、市民の関心も高い。選定委員と事業者が利害関係にないかどうかの確認は重要である。誓約書では確認にならないのではないのか。

答4 申請者から商業登記簿等を提出してもらい、市が調べ得る限り、利害関係がない

旨を確認している。誓約書は二重の意味で公正を期すための手段である。

問 5 選定委員が選任されることと、事業者が公募に申請することではどちらが先なのか。

答 5 選定委員の委嘱が先になる。その後に募集要項を決定し、公募でその募集要項に基づき申請が出てくる。

問 6 指定管理者の選定前からさまざまな事業者から確認や意見を寄せられたと思うが、何事業者が来たのか。

答 6 文化芸術施設・庭園の管理運営に係る事業者向けの説明会を平成 30 年 2 月に実施し、約 20 者が来られた。

問 7 選定委員会の議論で、宝塚みらい創造ファクトリーの代表企業である（株）GPMOの経験が浅いとの意見が出されていたが、どういうことか。

答 7 （株）GPMOの法人としての実績は、奈良県平城宮跡歴史公園の指定管理者を平成 29 年度から行っている 1 件だけだった。

問 8 プロポーザルの際、申請者が提出した見積額が今後の指定管理料の目安となるのか。

答 8 募集要項に上限額を 1 億 1,880 万円とあらかじめ示しており、この範囲内であれば、その見積額が指定管理料になる。

----- 3月22日の審査概要 -----

問 9 文化芸術センターには、20 代や 30 代の方が来て楽しい、また来たいという施設がつかれるかどうかという視点が必要だが、7 人の選定委員の年代は 40 代以上であり、若い世代の感覚がわかるのか。専門家の意見だけではなく、一般の方もいいと思える要素を入れないと意見が偏ってしまうのではないか。また、選定では選定委員の意見がバラバラであった。選定委員を選ぶ方法について市の今後の考えはどうか。

答 9 指定管理期間の 5 年間で市の掲げた思いを実現していく事業者を選ぶことは非常に難しい。選定委員は、それぞれの専門家をできる限りバランスを考えて選んだ。事業者からの提案を表面的に評価する手法もあるが、専門的知見に立つと異なる意見が出るものとする。今後、選定委員をどう選ぶか考えていきたい。

問 10 選定委員 7 人のうち市内在住は 2 人のみ。市内に在住する委員が少なすぎるのではないか。

答 10 市内在住ではないが、本市のコミュニティ分野を初め、さまざまな事業にかかわっている方や約 20 年にわたり本市の景観審議会などにかかわっている方、市民

文化芸術振興会議にかかわっている方など、宝塚市に一定の見識を持つ方を選んで
いる。

問 1 1 この 3 月定例会で指定管理者が決まらない場合、どのような影響があるのか。

答 1 1 2020 年 4 月にオープンするため、本来は開設準備に 2 年かかるところを何と
か 1 年で実施しようとしている。これ以上おくれるとなると開館時期に影響する。

問 1 2 文化芸術センターをつくることによって、文化の意識を高め、文化のレベルを
上げようという方針だったが、5 年の指定管理期間で採算が合わなかったら、指定
管理者が出ていってしまう恐れもある。そうになると何の蓄積も残らなくなる。市内
業者に指定管理業務を担ってもらうべきではないか。

答 1 2 公募では、事業者が市内、市外のどちらであるかにかかわらず、指定管理内容
に重点を置いた。

問 1 3 平成 30 年 6 月に文化芸術センター条例を制定し、指定管理者による管理を規
定した。その際、指定管理者の選定は公募で行うことが考えられていたのか。また、
公募の場合、市内に限定するような条件をつけることができるのか。

答 1 3 同条例制定時に公募することを決めていた。また、公募の際に条件をつけると
なると非公募になると思われる。基本的に指定管理者制度は競争原理を働かせないと
効果を発揮しにくい。

問 1 4 何を重視してこの委員構成になったのか。

答 1 4 この施設の特徴は文化の複合施設であり、庭園がある。そして宝塚市のオンリ
ーワンの部分を生かし、市民とのかかわりを重視する施設である。この施設運営を
成功させるためには文化芸術だけではなく、さまざまな分野の知見が必要になる。
このため、各分野で実績があり、知見があると思われる方を選定した。

問 1 5 指定管理者選定委員会の議事録では、「それぞれの見地から意見交換していた
だいたが、宝塚みらい創造 F を候補者とすることで問題ないか。点数を変更される
方は修正いただきたい」とした後、再集計とある。この再集計で選定委員 7 人の評
価の点数は動いたのか。また、その結果が 4 対 3 になったのか。

答 1 5 選定では一定の目線にそろえることで、意見交換後に一部点数を修正した委員
もいたため、再集計したもの。そして、その結果、4 対 3 になった。

論 点 2 指定管理者の提案内容について

<質疑の概要>

問 1 施設オープンに向けて 2019 年度に行う開設準備業務についての内容も、今回の
指定管理者の提案内容に含んで、精査して選定したのか。

答 1 今回はあくまでも指定管理業務の提案であるため、平成 31 年度のプレ事業については積極的な提案は受け付けていない。プレ事業については別途、開設準備業務委託料を予算化しており、別の業務として実施する。

問 2 市内業者の活用や市民の雇用についてはできるだけ努力してほしいが、どうか。

答 2 現段階では宝塚みらい創造ファクトリーの各構成員とも市は詳しい話に入っておらず提案という形の概略のみにとどまるが、市としては市内業者の活用や市民の雇用について考慮してもらおうよう希望している。

問 3 宝塚みらい創造ファクトリーの構成員の(株)GPMOと大阪ガスビジネスクリエイティブ(株)が担当するのは主に施設の管理運営や事業の企画運営で、国際ライフパートナー(株)と鹿島建設総合管理(株)は主にビルメンテナンスや施設警備等、実施する事業内容が重なっているようにも見えるが、それぞれうまく協力し、力を発揮していくことができるのか。

答 3 例えば 2 階のメインギャラリーで行う展示や施設内外で行う市民ワークショップ、体験型の事業など、事業の企画運営と言ってもさまざまあるので、どの業者がどの範囲をとというわけではなく、各自の得意分野を生かした運営に期待している。

問 4 単独で企画展を立ち上げるとかなり費用がかかるので、企画展をパッケージとしてよその施設と連携をとって実施するというような話はしているのか。なるべく赤字を抑え、話題性や集客が見込めるよう、また写真など SNS で発信できるような独自性も大事と思うが。

答 4 展示事業については、今回提案があったのは、今後配置する予定の学芸員による自主企画と、全国展開しているような集客力の高い巡回展の 2 種類があった。また、手塚治虫とゆかりがあるという地域性、地域の作家を取り上げ知ってもらうということも大事な展示事業と考えており、主にその 3 本柱でそれぞれの特徴を生かし、集客力を高めていきたい。

問 5 駐車場が不足しているということがとても心配である。特に高齢者や障がい者にとって移動手段として車はなくてはならないものであり、うまく運営していけるのか。

答 5 駐車場の課題は認識しており近隣の駐車場に声かけをしている。指定管理者が決まれば、周辺の駐車場と協力しながら、全ての人が来やすい環境づくりに努めたい。

論 点 3 市民サポーターの考え方について

<質疑の概要>

問 1 この施設は市民とのかかわり方がとても重要であるが、市民サポーターについて、市はどのような考えを持っているのか。

答 1 この施設は行政が設置する公共施設だが、市民を初め多くの人の活動に支えられ、市民と一緒に施設自体を運営していきたいと考えている。施設とのかかわりを多く持つてもらうための手法の一つが市民サポーターであり、運営に参加することでこの施設に親しみと愛着を深めてもらい、また市民同士の交流を生み出すことでこの施設がより魅力的になるという大切な意味合いを持つと考えている。

問 2 市民サポーターについての具体的な提案内容は、どのようなものであったか。

答 2 基本的には門戸をできるだけ広くとり、多くの方にかかわってもらえるよう、気軽に参加できる仕組みをつくることとした。そのためには、市民サポーターの組織を形づくる段階では既存の活動団体のキーマンに、まずは市民サポーターの中心人物として共感を得ながら活動に参加してもらい、その人をきっかけにしてより多くの方が参加してもらえるように、コミュニケーションをとりながら広げていきたいとのことであった。また、スキルやノウハウを持った人は、その得意分野に応じて、市民サポーター活動により深くかかわってもらえるよう、参加しやすい仕組みをつくるとの提案であった。

問 3 市民サポーターがかかわる分野としては大きく分けて文化部門と庭園部門ということになるが、今まで開催したワークショップでも、市民からは協働のあり方の中で、市民が行政に手足のように、安く使われるのでは困るという意見もあったと思う。行政が今までうまくできなかったところを、逆に民間のノウハウでうまくいくような方策はあるか。

答 3 そうした市民の意見は行政側の思いと市民側の思いとの不一致から起きると考える。宝塚みらい創造ファクトリーからもキーマンをターゲットにするという提案があるが、市が大事にしたいと考えるのは、市民サポーターの活動を文化、庭園、それからぎわいの分野と、各分野別に分けて考え、市民が望んでいるのが補助的活動なのか、それともみずから企画立案するような能動的な活動なのかなど、それぞれの活動意欲に応じた仕組みをつくって、それぞれにふさわしいアプローチをしていくことである。開設準備期間中のイベントも市民と共に実施し、小さな成功体験を積み重ね、平成 32 年 4 月には市民サポーターの組織を何らかつくりたい。

問 4 この施設をつくることに賛同した大きな理由が、市民との協働ということであったのに、選定委員の意見で、宝塚みらい創造ファクトリーについては全体を通じて、地域や市民とのつながりが見えないという指摘があった。市民サポーターを育てるために今まで市民ワークショップを何度も開催してきたと思うが、もっと具体的なものは見えないのか。

答 4 市民サポーターはこの施設の核であり、庭園に関する平成 30 年度の具体的な取り組みとしては、活動の核となる市民団体と既に意見交換を行い、新たな施設に向けて、今後も協力してもらおう形で進んでいる。一方、宝塚みらい創造ファクトリー

からも、単に市民サポーターを募集するだけでなく、市がつながりを持つ活動団体等をマッチングさせてほしいと提案されている。また、文化芸術施設に関しては、例えば音楽回廊等で活動していた方々と市のスタッフも一定の関係を築くなど精力的にネットワークをつくり、アート関係では個人の活動とつながりをたくさん持つようにしている。

問5 市民サポーター活動に関する相談や対応する窓口は指定管理者が設置するのか、それとも市が設置するのか。

答5 市民サポーター活動に関する専用の相談窓口の設置予定はないが、市が指定管理者と市民サポーターの間に立ち、全体の施設運営がうまく機能するよう役割を果たしていきたい。

問6 市民と今後も協働を続けていくためには、意見を言える場所が必要ではないか。

答6 現段階で定期的か不定期かは別として、一緒に協働で考えるテーブルは必ず必要になる。今後指定管理者が決まれば、どういうものがあるかを考え、セットしていく。

全体質疑

<質疑の概要>

問1 主に文化芸術の企画を担う大阪ガスビジネスクリエイト（株）が現在管理運営する施設を見ると、市民センターやふれあい文化センターなど、専門施設よりは複合施設やまちづくり施設が多い。文化芸術センターは地域からだけではなく、全国から人を呼ぶような文化芸術の発信における専門性が求められるが、市はどう評価しているか。

答1 宝塚みらい創造ファクトリーの提案の特徴として、宝塚というこの場所との関連性や、宝塚ゆかりのものを活用して新しい企画をしようとするオリジナルな提案があった。そうした部分について、今回各選定委員の評価が高めだったと考える。

問2 宝塚みらい創造ファクトリーは、地域で育まれてきた独自の文化への理解と人脈を生かせると市は評価しているのか。

答2 宝塚みらい創造ファクトリーからは地域ゆかりの作家を取り上げて展示し作品紹介を行うという提案もあったが、一方では、選定委員会の附帯意見に、地域への理解をより一層深め、市民との連携を充実させることとあったことを考えると、その点が宝塚みらい創造ファクトリーにとってはこれからの課題である。市もかねてから関係を持つ市内のさまざまな文化団体や協会との連携や、市民サポーターのほか、協会に入らず活動している若手作家の情報などを指定管理者と共有し、地域性がより高まる事業を展開していく。

問3 選定委員会の答申で出された附帯意見は、指定管理者に対してだけのものではない。例えば、「事業者間で改めて管理運営に関するコンセプトを共有すること」とか、「総括責任者が適切に総括できるよう支援体制を構築すること」という指摘を宝塚みらい創造ファクトリーに伝えるだけでは意味がない。市もそれを考えないといけないと、市の姿勢を問われているのではないか。「展示事業の内容を自主企画している点で評価しているが、より斬新でユニークな提案になるよう」、また「週末のみならず、日常的に庭園が活用されるよう」引き続き検討することという附帯意見からすると、指定管理者に対してさらに高いレベルを求めているということである。宝塚みらい創造ファクトリーとの今後の協議をどう考えているか。

答3 市もプレゼンテーションのやりとりを聞いていて、その附帯意見は重く受けとめている。施設がオープンするまでにプレイベントを実施していくので、課題とされた部分は精力的に協議し、改善が図られるようにしていきたい。

問4 選定委員会で評価項目とされた事項のうち、自主事業における運営能力に関して、「観光やまちづくり、福祉、教育、産業など関連分野に寄与する提案がされているか」という項目における評価が、10点満点中、委員によっては4点と低い。市全体としてこの施設に対してかかわり、盛り上げていくことについての考えは。

答4 文化は福祉や教育などへの波及効果がある。福祉分野への活用も視野に、福祉部門との連携も今後強化できるよう頑張りたい。文化の力を借り、市内全体で各分野の施策が充実するよう、全力を尽くしていく。

問5 市全体で取り組んで盛り上げるということは以前から聞いているが、今のところまだ産業文化部だけの取り組みで、市全体ということが見えてこないが。

答5 指定管理者の選定に関しては担当部が中心となるが、この施設は宝塚市の文化芸術振興の拠点として、全ての部門に関係してくる。この施設で何を成し遂げたいのか、指定管理者に何を求めているのかということを確認し示し、それを理解してもらおうよう、責任を持って市の思いを伝えていく。市民との協働ということも、具体的に説明できるだけの動きができるよう、職員全員で受けとめ頑張っていく。

自由討議 なし

討 論
(反対討論)

討論1 この施設をどう位置づけるのか、方針を明確にしておく必要がある。この施設の魂は運営であると思うが、選定委員の中でこの部分の共通認識がなく、一般的な選定作業が行われた。また、選定委員7人のうち5人が市外在住であった。本市に住むことによって市に対する思いが違ってくると思う。指定管理者選定委員会の議事録を見ると選定委員がバラバラの議論をしている。それぞれの事業者

を誤解しているところもあり、選定プロセスに納得がいかない。大企業である事業者と小規模の事業者とでは事業規模や体制に差があり、同レベルで比較するには無理がある。結果的に宝塚のこれまでの文化を育てることにはならないとして反対する。

(賛成討論)

討論 2 市民の文化度は高く、市民の中に内在している。そういう方たちの力を活用し、いい関係をつくっていくことは市政運営の大切なところだと考える。宝塚みらい創造ファクトリーには大企業のメリットを生かした提案もあるだろうし、これまでの市民との関係性を継続して話し合いをしていくとも聞いた。また、質疑を通じて市が主体となって一生懸命やっていくという覚悟が見えた。今後に期待して賛成する。

(賛成討論)

討論 3 指定管理者の選定のあり方については質疑を通じて問題がないと判断した。一旦、指定管理にすると決め、プロポーザルした限りは公正にしなければならない。事業規模の大小にかかわらず、最もこの施設を運営するために力のある事業者が選ばれることが市民にとっての利益である。専門性の高い選定委員が指定管理者を選んでいるので、選定結果については信頼すべき。選定委員の居住地については、市内在住を問題にすると、専門性よりもかえって地域とのしがらみなどが出てくると考える。この施設を宝塚にしかできないオンリーワンの施設にしていくには特徴を打ち出す必要があるが、リスクもあり、市に覚悟が必要である。これまで本市の文化の育成、振興を担ってきた団体や地元事業者との関係性をどうするのか、この施設ができることによって全部が発展しないといけない。全体にプラス効果が出るよう、十分申し添えて賛成する。

審査結果 可決 (賛成多数 賛成 5 人、反対 1 人)

平成31年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第39号 市道路線の認定について 議案第40号 市道路線の認定について 議案第41号 市道路線の認定について 議案第42号 市道路線の認定について
議案の概要 (議案第39号～議案第42号) 議案第39号については、県道寺本川西線の整備に伴う管理引継ぎにより、議案第40号から第42号までについては、都市計画法に基づく土地の帰属により、それぞれ新規認定をしようとするもの。
論 点 なし <質疑の概要> なし
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 議案第39号 可決(全員一致) 議案第40号 可決(全員一致) 議案第41号 可決(全員一致) 議案第42号 可決(全員一致)

